

柏市私立認可保育園の整備・運営者募集要領

令和6年2月

本市では、保育環境の整備及び待機児童の解消を図るため、次の条件により、私立認可保育園の整備及び運営を行う事業者を募集します。なお、この募集は申込みの誘引に該当します。

1 募集対象施設

認可保育園（分園、増築を含む。）

2 募集対象地域

市内の市街化区域内（工業専用地域及び工業地域を除く。）とします。

ただし、南柏駅から半径1000mの範囲を優先地域とします。

3 募集数

1園程度

※当該年度において、保育園整備費補助金に係る歳入・歳出予算が措置されることを前提とします。予算が確保できない場合は、選定結果を取り消すことがあります。

※応募状況又は政策的判断により、整備数を見直すことがあります。

※整備計画地周辺に既存の認可保育施設及び幼稚園がある場合、その他整備計画地周辺の状況等によっては、事業計画の見直しを求めることがあります。

4 運営開始日

令和7年4月1日

令和6年度（単年度）での整備となり、複数年度にまたがる整備はできません。また、令和7年3月31日までに、認可及び整備費補助に係る検査のほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）等に基づく全ての完了検査を受ける必要があります。

※感染症の拡大防止のため、2次審査の日程及び選定が予定より延期となる場合があります。

5 応募要件

応募事業者は、次に掲げる要件を全て満たしていることとします。なお、選定中又は選定後に要件を満たしていないことが判明した場合は、市長は失格とすることができます。

また、1次審査結果通知後又は選定後に辞退した場合は、理由の如何を問わず、令和6年度整備及び令和7年度整備における市内での認可施設公募の応募対象外とします。

このほか、選定の判断に重大な影響を及ぼす事実の隠蔽や虚偽の申請等を行っていたことが判明した場合、原則として今後の市内での認可施設の整備対象外とします。

(1) 社会福祉法人であること。ただし、医療法人、株式会社、学校法人等の法人格を有する者（政治的な目的のために結成された法人を除く。）であっても可とします。。

(2) 次のアイウのいずれかの要件を満たすこと。

ア 令和5年4月1日現在、認可保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業、事業所内保育事業（認可を受けたものに限る）を1年以上運営していることとします。

イ 令和5年4月1日現在、認可外保育施設（定員20名以上のものに限る）を3年以上運営しており、かつ、当該認可外保育施設が、直近の立入調査において「認可外保育施設指導監督基準」を満たしている旨の証明書の交付を受けていることとします。

ウ 上記ア及びイの要件と同等以上の実績を有すること。

(3) 児童福祉事業に熱意を持ち、継続的に安定した園運営ができる者であることとします。

(4) 本市の保育行政を良く理解し、積極的に協力する者であることとします。

(5) 実務を担当する幹部職員が保育事業に関する知識経験を有する者であることとします。

(6) 事業遂行できる十分な資力、信用、技術能力等を有し、安定的な経営ができる者であることとします。

- (7) 「保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知。以下「児発第295号通知」という。）」及びそれらの関係通知において、認可できる見込みがある者であることとします。
- (8) 柏市私立保育所等設備基準（平成27年8月1日制定。以下「設備基準」という。）の内容を遵守できる者であることとします。
- (9) この要領及び設備基準に定めるもののほか、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例（平成24年柏市条例第40号。以下「基準条例」という。）等の関係法令並びに内閣府及び厚生労働省等の通知通達を遵守するとともに、本市の指導を遵守できる者であることとします。
- (10) 既存建物の改修等により整備をしようとする場合は、建築確認済証及び検査済証の交付が確認できること。ただし、検査済証の交付が確認できない場合であっても、建築基準法第12条第5項の規定による報告をした場合や「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン（平成26年7月国土交通省）」による建築基準法適合状況報告書を作成した場合等は、その法適合状況に基づく協議等により認める場合があります。
- (11) 直近過去3か年の財務において、赤字計上や債務超過等、経営状況に懸念される点がないこととします。

6 施設の名称

千葉県内の既存認可保育所と同一又は紛らわしい名称は避けてください。

7 定員

原則90人以上とし、最低60人以上とします（分園については原則30人未満、増築については原則30人以上）。

8 運営について

(1) 対象児童

小学校就学前（生後57日から5歳児）までの全ての児童を

対象とします。

(2) 定員構成

ア 進級時の児童の受け入れを確保できる定員構成にしてください。

イ 0歳・1歳・2歳児の定員を、全体の4割以上としてください。

(3) 開園時間

土曜日も含め、11時間以上を基本とします。

(4) 休園日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）

(5) 給食

土曜日も含め、保育園内で調理してください。なお、「社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日社援施第65号厚生省社会・援護局施設人材課長通知）」別添「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成28年7月1日改正）」に基づく衛生管理に努めるとともに、児童福祉施設における食事の提供に関する関係通知等に十分留意してください。また、基準条例第35条の規定により満3歳以上の幼児に対し給食の外部搬入を行う場合は、「保育所における食事の提供について（平成22年6月1日雇児発第0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に準拠してください。

(6) 保育内容

保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づく保育の充実に努めてください。

(7) 実施事業

【必ず実施していただく事業】

ア 延長保育（午後6時以降、1時間以上実施）

※保育標準時間・短時間の取扱いにより、延長保育の実施時間は変更となる場合があります。

イ 産休明け保育

ウ 障害児保育

【事前相談により実施する事業】

ア 休日保育

イ 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1号に規定する一般型一時預かり事業

(8) 会計資料の作成・提出について

社会福祉法人以外の法人が保育園を運営する場合は、次のとおり会計資料を作成・提出していただきます。

ア 収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。損益計算書による場合は、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年9月3日府子本第254号・雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）」別表6の収支計算分析表を作成することとします。

イ 会計処理に係る計算書類の附属明細書を作成することとします。

ウ 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、アに定める区分ごとに、児発第295号通知別紙1の積立金・積立資産明細書を作成することとします。

エ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、アに定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載），同通知別紙2の借入金明細書及び同通知別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成することとします。

オ (7)に規定する一時預かり事業又は特定の補助金等により行われる事業を実施する場合において、保育所を経営する事業と同一の区分とする場合は、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について（平成23年7月27日雇児総発0727第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）」の規定に鑑み、合理的な基準に基づいて各事業費の算出を行うとともに、各事業費の算出に当たっての基準及び内訳を書類により整理しておくこととします。

カ 会計年度は4月から翌年3月までとし、毎会計年度終了後

3か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して、柏市長に対して提出することとします。

(ア) 毎会計年度末における貸借対照表

(イ) 每会計年度の収支計算書又は損益計算書（損益計算書による場合は、併せて収支計算分析表）

(ウ) 保育所を経営する事業に係る毎会計年度末における積立金・積立資産明細書

※学校法人会計基準及び企業会計による会計処理を行っている者については、保育所を経営する事業に係る毎会計年度末における児発第295号通知別紙1の積立金・積立資産明細書

※企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る毎会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載），児発第295号通知別紙2の借入金明細書及び同通知別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

(9) その他

保育園の運営に当たっては、柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例（平成26年柏市条例第30号）の内容を遵守してください。

9 土地・建物について

(1) 保育園用地及び建物には、原則として、抵当権等の制限物権が付いていないこととします。

(2) 保育園用地及び建物は、応募事業者で用意してください。保育園用地及び建物について、応募事業者が所有又は貸与（見込みを含む。）を受けていなければ認可されません。なお、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受ける場合は、次の要件が必要です。

ア 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であることが必要です。

イ 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること

が必要です。

- (3) 貸与を受ける土地又は建物については、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記することになります。ただし、次のいずれかに該当する場合は、登記を行わないことができます。
- ア 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上であるとき。
- イ 貸主が地方住宅公社など信用力の高い者であるとき。
- (4) 土地の購入に関する一切の費用については、応募事業者の負担となります。
- (5) 既存建物の改修等により整備をしようとする場合は、建築基準法第87条の規定に基づき、当該建物について特殊建築物（保育所）への用途変更が必要です。当該整備が開発行為に該当する場合は、当該開発許可に要する工事に係る費用は応募事業者の負担となります。なお、当該建物が昭和56年6月施行の新耐震基準に基づき設計及び建築された建物であることが必要です。
- (6) 建築基準法及び基準条例を遵守し、特に換気、採光、避難用設備等の基準については十分確認してください。また、消防法その他の関係法令を遵守してください。なお、保育室等の設置場所については、児童の保育にふさわしい周辺環境に配慮するとともに、「児童福祉施設最低基準の一部改正について（平成14年12月25日雇児発第1225008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」の内容を十分確認してください。
- (7) 近隣周辺に既存の認可保育施設及び幼稚園がない場所を整備予定地としてください（地域の待機児童数や既存認可保育園の環境によって需要が変化するため、特定の距離は定めていません。）。
- (8) 整備予定地が農地である場合は、農地転用許可の見込みについてあらかじめ確認してください。
- (9) 整備・運営にあたっては、保護者の自動車等による児童の送迎のための駐停車等について十分配慮するとともに、周辺地域の方々への騒音等の環境面についても十分配慮してください。
- (10) 選定された際には、応募事業者の責任において、周辺地域の

方々への計画の事前説明を行い、頂いた意見は可能な限り施設整備、運営計画に反映するなど、誠意をもって対応してください。また、当該計画に係る調整、紛争解決については、応募事業者の責任において対応してください。

10 設備

乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び屋外遊戯場の面積等については、年齢ごとの定員との関係に御注意ください。なお、設備の基準は、基準条例その他関係法令及び通知等に定めるものを要件とするほか、原則として設備基準に基づくこととします。

11 職員

職員の配置に当たっては、基準条例に基づくほか、以下についても御留意ください。

- (1) 施設長及び主任保育士については必ず配置し、栄養士、看護師についてはできる限り配置してください（分園を整備する場合を除く。）。施設長の設置に当たっては、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長連名通知）」の内容に十分留意してください。
- (2) 調理業務の全部を委託する場合は、委託先による栄養士の配置も可とします。
- (3) 保育士については、6割以上を正規職員とするよう努めてください。なお、職員配置については、公定価格上の配置基準にも留意してください。

12 嘴託医について

嘴託医及び嘴託歯科医（以下「嘴託医等」という。）との契約は書面により行い、併せて、嘴託医等の資格証明書の写しを徴してください。

13 資金について

- (1) 施設整備に要する経費のほか、開設後の運転資金（年間事業費の3／12以上）も事前に準備してください。

- (2) 不動産の貸与を受けて保育園を整備する場合は、1年間の賃借料に相当する額と1,000万円（1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）の合計額を、安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金等）により保有していることが必要です。
- (3) 保育園の運営に要する費用に係る施設型給付費は、主に入所児童数とその年齢構成によって決定されますので、入所児童が定員に満たない可能性も考慮して資金を準備してください。なお、施設型給付費の公定価格については、次のURLを参照してください。

「子ども・子育て支援新制度における公定価格の試算ソフト（令和4年度版）」

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jigyousha/>

14 申込手続

- (1) 応募書類の配布、応募事前相談

ア 期間

令和6年3月19日（火）正午まで

※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

イ 場所

柏市こども部保育運営課（柏市役所別館3階）

※応募書類は柏市ホームページからダウンロードできます。

郵送及びFAXによる配布は行いません。

ウ 応募事前相談について

応募書類提出の前に、必ず事前相談を受けてください。
保育運営課窓口で担当者が対応しますので、事前に予約してください。事前相談を受けていない場合、応募受付をお断りすることがあります。なお、事前相談時の提出書類は次のとおりです。

- (ア) 事業概要調書（様式第2号）
- (イ) 施設の平面図（居室等の区分、面積、定員等を記載）
- (ウ) 整備予定地の位置図、現況写真及び公図の写し
- (エ) 建物の建築確認済証及び検査済証（既存建物を改修する

場合)

(オ) 資金計画書（様式第4号）

(2) 応募受付

ア 期間

令和6年2月26日（月）～3月25日（月）正午まで

※土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律に規定する休日を除く。

イ 提出方法

電話予約の上、応募者又はその代理人が柏市こども部保育運営課に直接持参してください。なお、代理人の場合は併せて委任状を持参してください。

電話：04（7128）5517（直通）

住所：柏市柏5-10-1 柏市役所別館3階

(3) 提出書類

様式第1号別紙「提出書類一覧」に記載の書類を、正本1部、副本8部（複写可）をファイル等により編冊の上、インデックス等を付して提出してください。

(4) 質疑

受付期限：令和6年3月19日（火）正午まで

応募事前相談をする前の質問については、メールに所定の質問用紙を添付し、柏市こども部保育運営課へお送りください。随時メールで回答します。なお、審査可否に係る質疑についてはお答えできません。また、電話や窓口での質問はできませんので、御注意ください。

[メールアドレス：hoikuunei@city.kashiwa.chiba.jp]

(5) その他

ア 応募書類の提出をもって、この募集要領の記載内容及び条件を承諾したものとみなします。

イ 応募に関し必要な費用は、応募事業者の負担とします。

ウ 応募提案については、選定終了後必要に応じ、その内容を公開する場合があります。また、応募提案に係る図書の開示（閲覧又は写しの交付をいう。）を当該開示に係る許諾権者の許諾なしに行うことがあります。

エ 提出された書類の内容の変更はできませんが、市が必要と認めるときには変更していただく場合があります。

オ 提出書類等は返却しません。

カ 必要に応じ、関係機関（官公庁、金融機関等）への問い合わせを行うことがあります。

キ 土地や建物が保育園としての設備や運営の基準を満たすかどうかは、応募事業者において御確認ください。

15 選定

(1) 選定方法

保育園整備選定委員会等により、下表に記載の審査において土地、建物、保育内容及び資金の状況等を総合的に評価します。

1次審査 (書類審査)	資格要件の不備及び立地・資金面等で下位又は改善不能な重大な問題がある応募事業者は、2次審査に進めないことがあります。 ※立地、財務審査については、問題の程度に応じて減点があります。 ※設置場所が優先地域内の場合は、駅からの距離に応じて加点があります。
2次審査 (選定委員会)	①プレゼンテーション（15分程度） ②ヒアリング（30分程度） ※保育園の運営実績がある場合は、運営する園を事前に視察させていただく場合があります。 運営実績がない場合は、事業概要調書の各項目をできるだけ詳細に記載してください。 ※1次審査の加減点と2次審査の点数（選定委員1人200点満点）を合計した上で、点数の高い応募者から整備事業候補者として選定します。ただし、合計点が選定委員数×100点以下の場合は、選定対象外となります。

(2) 審査項目

区分	審査項目
1次審査 (書類審査)	資格要件審査
	立地審査
	財務審査
2次審査 (選定委員会)	法人の運営
	施設設置の目的・動機
	職員配置等
	職員の研修
	設置場所・環境
	保育理念・運営方針・保育内容
	特別保育
	健康・衛生・給食・調理
	保護者への対応
	関係機関や地域との連携等
	事故防止、安全対策、虐待防止
	その他特記事項

(3) 結果

- ア 書類審査の結果については、2次審査前に郵送にて応募者全員に通知します。その際、1次審査合格者には2次審査の詳細を御連絡します。
- イ 2次審査の結果については、2次審査の受審者全員に郵送にて通知します。
- ウ 2次審査の結果、整備・運営事業者として選定された者であっても、提出書類に記載された事項に虚偽又は重大な違反行為があると認めるときは、この選定による決定を取り消すことがあります。その場合、選定された者が既に要した費用の弁済を市へ求めることはできないものとします。
- エ この募集は、来年度に認可保育園を整備する事業者を選定するものであり、本選定により認可を決定するものではありませんので御注意ください。
- オ 審査の公平性を期するため、応募書類及び計画内容の優劣

又は審査内容に係る問い合わせは、審査の事前・事後とも受け付けません。

カ 選定の結果、「該当者なし」とする場合もあります。

16 スケジュール

(1) 応募書類配布・応募事前相談・質疑応答

令和6年2月19日（月）～3月19日（火）正午まで

(2) 応募受付

令和6年2月26日（月）～3月25日（月）正午まで

(3) 1次審査結果通知

令和6年5月下旬〔予定〕

(4) 2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング等）

令和6年6月中旬〔予定〕

(5) 2次審査結果通知

令和6年6月下旬〔予定〕

17 その他

(1) この募集要領の記載内容については、制度改正又は国通知等に伴い変更する場合があります。

(2) この募集要領に記載のない事項又は疑義が生じた際は、別途協議の上定めることとします。